

破産・免責申立に当たって用意していただく添付資料

1. 必ず必要なもの

- ☐住民票（同居者全員記載で本籍・続柄等省略のないもの）（申立日3ヶ月以内）
- ☐通帳（御本人名義のもの全て）
- ☐家賃・電気代・ガス代・水道代の支払い明細（振込や引落しの場合は通帳でも可）

2. 該当する場合に必要なもの

- ☐お勤めの場合
 - ・直近2ヶ月分の給与明細書
 - ・源泉徴収票
 - ・課税証明書（所得控除額欄の省略のないものを区役所で取得してください）
- ☐現在の勤務先での勤務年数が5年以上の場合
 - ・仮に退職した場合に退職金がいくら出るかの見込み計算書、または、退職金がないことの証明書など退職金がないことが分かる書類（勤務先より取得してください）
- ☐過去1年以内に退職し、退職金を得ている場合
 - ・退職金支払額計算書
- ☐積立金（財形貯蓄・社内預金など）がある場合・最近払戻をした場合
 - ・積立金の残高証明など積立額のわかる書類
- ☐過去2年以内に会社代表者または自営業者だったことがある場合
 - ・会社の登記事項証明書（法務局で取得してください）
 - ・事業所の賃貸契約書
 - ・税金申告書の控え直近2期分（税務署の受付印のあるもの）
 - ・会社所有の不動産の登記事項証明書（法務局で取得してください）
 - ・会社所有の自動車の車検証
- ☐無職の場合
 - ・非課税証明書（区役所で取得してください）
 - ・診断書（病気を理由とする場合）
- ☐生活保護、失業保険、児童手当等の公的扶助や年金等を受給している場合
 - ・受給証明書など受給していること及び受給額の分かる書類
- ☐保険（生命保険・損害保険・自動車保険など）を掛けている場合
 - ・保険証書（自分が契約者になっている保険・掛金を支払っている保険すべて）
 - ・解約返戻金計算書（保険会社より取得してください。掛け捨ての場合も必要です）

- ☐株券・ゴルフ会員権などの有価証券をお持ちの場合
 - ・株券、証券、会員権証書など

- ☐自動車をお持ちの場合
 - ・車検証
 - ・価格査定書（初年度登録より6年以内で残ローンがない場合）
※ 中古自動車販売業者の無料査定で結構です

- ☐不動産をお持ちの場合
 - ・登記事項証明書（法務局で取得してください）
 - ・固定資産評価証明書（区役所で取得してください）
 - ・不動産業者2社の不動産価格査定書（無料査定で結構です）

- ☐過去に不動産を相続したことがある場合
 - ・登記事項証明書（法務局で取得してください）

- ☐過去2年以内に不動産を売却された場合
 - ・契約書や領収証など売却の関係書類すべて

- ☐借家にお住まいの場合
 - ・賃貸借契約書 ・住宅使用許可証 ・駐車場契約書

- ☐ご本人以外の方の所有する不動産にお住まいの場合
 - ・登記事項証明書（法務局で取得してください）

- ☐離婚されている場合
 - ・財産分与・慰謝料・養育費などの支払いを約束した書面

- ☐同居者がいる場合
 - ・同居者の収入の証明書（（非）課税証明書・源泉徴収票・給与明細・年金受給証明書等）

- ☐過去2年間に20万円以上の価値のある財産を処分した場合
 - ・自動車・バイクの売却、保険解約、退職金の受領、敷金の受領、財産の分与等

ご不明な点は当事務所までご連絡下さい

〒211-0025
川崎市中原区木月二丁目18番6号
メゾン住吉202
司法書士 中井浩一 事務所
TEL 044-435-8835
FAX 044-435-8837